

GS1 事業者コード情報確認サービス利用規約

沿革 2024 年 10 月 1 日 24 規約第 5 号 制 定
2025 年 10 月 15 日 25 規約第 5 号 一部改正

一般財団法人流通システム開発センター（以下、GS1 Japan）は、GS1 Japan が管理する事業者情報および GS1 Registry Platform に登録されている事業者情報の検索・確認機能を有する GS1 事業者コード情報確認サービスを提供し、その利用に関する GS1 事業者コード情報確認サービス利用規約（以下、本規約）をつぎのとおり定める。

第 1 条（定義）

本規約において使用する用語の意義は、⇒に続いて記載する。

- (1) GS1 AISBL⇒国際的な流通標準化推進機関である非営利ベルギー法人
- (2) GS1 加盟組織⇒GS1 AISBL を構成する国・地域の GS1 識別コードの管理団体であって GS1 標準の開発と普及活動を行うことを認められた組織
- (3) GS1 事業者コード⇒GTIN 等の各種 GS1 識別コードを設定するために必要なコードで、日本国内では GS1 Japan が設定・管理し、事業者に貸与するコード
- (4) GTIN 等登録事業者⇒GS1 AISBL・GS1 Japan・他の GS1 加盟組織から GS1 事業者コードの貸与を受けた事業者（製造業者・卸売業者・小売業者等）
- (5) 事業者情報⇒GTIN 等登録事業者に関する情報
- (6) GS1 識別コード⇒GTIN 等の GS1 AISBL が定める国際標準の識別コード
- (7) GTIN (Global Trade Item Number) ⇒どの事業者の、どの商品（サービスを含む）であるかを表す GS1 AISBL が定める国際標準の識別コードで、商品のブランドオーナー（ある商品の名称を利用する権利を有する製造業者・卸売業者・小売業者・サービス提供者）が商品ごとに設定するコード
- (8) GS1 Registry Platform⇒GS1 AISBL が運営し、GS1 AISBL・GS1 Japan・他の GS1 加盟組織を通じて、GS1 AISBL・GS1 Japan・他の GS1 加盟組織から GS1 事業者コードの貸与を受けた事業者に関する情報、当該事業者発信の GTIN に関する情報等が蓄積されるレジストリー
- (9) My GS1 Japan⇒GS1 Japan がインターネット上で提供する各種サービスのポータルサイト
- (10) Verified by GS1⇒GTIN 等を入力して GS1 Registry Platform に登録されている情報を検索・確認する GS1 Japan が提供するサービス
- (11) GS1 事業者コード一覧検索⇒GTIN または事業者名を入力して GS1 Japan が管理する事業者情報を検索・確認する機能
- (12) Verified by GS1 Professional⇒複数の GTIN が入力された CSV ファイルをもとに GS1 Registry Platform に登録されている事業者情報を検索・確認する機能
- (13) GS1 事業者コード情報確認サービス⇒GS1 事業者コード一覧検索と Verified by GS1 Professional の機能を有する GS1 Japan が提供するサービス（以下、本サービス）
- (14) 利用者⇒本サービスを利用する、貸与されている GS1 事業者コードが全て有効な事業者
- (15) 知的財産権等⇒特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・不正競争防止法上の権利等

第2条（規約への同意）

利用者は、本サービスを利用するにあたり、本規約および GS1 Japan が別途定める「My GS1 Japan 利用規約」の全ての内容を確認し同意しなければならない。

第3条（サービスの利用）

- 1 利用者は、GS1 事業者コード一覧検索および Verified by GS1 Professional について、それぞれ 1 日 50 回まで利用することができる。
- 2 利用者は、本サービスを利用するにあたり、貸与されている GS1 事業者コードが全て有効な状態ではないといけない。
- 3 利用者は本サービスにより得られた情報を自己の業務のためにのみ使用することができる。情報の販売・貸出・出版・公表・その他の方法による提供は、自己の業務外での使用として禁止される。自己の業務での使用か否かについて疑義が生じたときは、GS1 Japan の判断を受けなければならない。
- 4 利用者は、本サービスの利用により得られた情報について、GS1 AISBL・GS1 Japan・他の GS1 加盟組織・GTIN 等登録事業者によってその内容が保証されていることを暗示してはならない。
- 5 利用者は、本サービスの利用により、正当に使用する権利を有さない GS1 事業者コードをもとに作成された GTIN または GTIN と誤認されるコードの使用を認識した場合、GS1 Japan にその内容を連絡し、GS1 事業者コード・GTIN の適正な運営に協力しなければならない。
- 6 利用者は、本サービスの利用により知りえた機密情報・資料を、本サービスの利用期間中のみならず利用期間終了後または利用資格の喪失後も、善良なる管理者の注意義務をもって、その機密を保持する。
- 7 本サービスの仕様は、GS1 Japan が定める。GS1 Japan は、本サービスの仕様の改良・追加・削除等の変更および第三者への運営委託を行うことがある。
- 8 利用環境（ハードウェア・ソフトウェア・インターネット接続回線・セキュリティの確保等、本サービスの利用に必要な環境）の整備は利用者が行う。
- 9 利用者が本サービスを利用するための通信費等は利用者の負担とする。

第4条（利用料金）

本サービスの利用料金は、年間 528,000 円（税込）とする。

第5条（サービス利用の申込み、申込内容の変更）

- 1 本サービスの利用を希望する場合、My GS1 Japan の代表ユーザーまたは GCP 管理担当ユーザー、もしくはいずれかのユーザーから申込み許可を得たサブユーザーが、別紙様式 1 で定める GS1 事業者コード情報確認サービス利用申込書を GS1 Japan に電子メールで提出し、1 年間の利用料金を支払う必要がある。入金確認後、GS1 Japan は利用通知書にて利用者に利用開始日を通知する。
- 2 請求書の日付から 60 日以内に利用料金の支払いが無い場合、利用申込みは無効とする。
- 3 利用申込書の記載内容に変更が生じた場合、変更内容を速やかに GS1 Japan に届け出ることとする。なお、当該届出がなかったことで利用者に不利益が生じても、GS1 Japan は責任を負わない。

第 6 条（利用期間）

- 1 利用期間は、利用通知書に記載された期間とする。
- 2 利用開始日は、利用料金の入金日から土日祝日を除く 7 営業日以内に、GS1 Japan が設定する。
- 3 GS1 Japan は、利用終了日の 60 日前を目安に、利用者に対して本サービス利用についての継続確認を行う。利用者が本サービスの利用継続を希望する場合、利用期間終了日までに次の 1 年間の利用料金を支払うものとする。

第 7 条（途中解約）

利用者が、本サービスの利用を終了するときは、事前にその旨、書面をもって GS1 Japan に届け出なければならない。この場合、既に支払い済みの利用料金は返金しない。

第 8 条（情報の適格性非保証）

- 1 本サービスにより得られた情報は、GTIN 等登録事業者により提供されるものであり、その情報をそのまま提供する GS1 AISBL・GS1 Japan・他の GS1 加盟組織はその内容の正確性・適格性・最新性について責任を負わない。
- 2 本サービスの利用または本サービスにより得られた情報の使用は利用者の責任で行い、その情報の使用に関連して損害が発生しても、GS1 AISBL・GS1 Japan・他の GS1 加盟組織・GTIN 等登録事業者は責任を負わない。
- 3 本サービスにより得られた情報は、情報が使用される国・地域での規制（ヘルスケア製品に関する規制を含む）に適合することを保証するものではない。
- 4 本サービスは、GS1 AISBL・GS1 Japan・他の GS1 加盟組織が管理・維持していない他のウェブサイトへのリンクを含むが、GS1 Japan はこれらのウェブサイトのコンテンツについて責任を負わない。また、リンクの掲載は、GS1 AISBL・GS1 Japan・他の GS1 加盟組織がこれらのウェブサイトを推奨することを意味するものではない。

第 9 条（非保証）

- 1 GS1 Japan は、本サービスについて以下の事項を含め、一切の保証をしない。
 - (1) 本サービスの利用により利用環境に不具合や障害が生じないこと
 - (2) 本サービスが正確かつ完全であること
 - (3) 本サービスの動作または機能に係る不具合が修正されること
 - (4) 本サービスが永続的に提供されること
 - (5) 本サービスが利用者の特定の目的に適合し、有用であること
 - (6) 本サービスが利用者に適用される法令等および業界団体の内部規則等に適合すること
- 2 本サービスの利用は、利用者の責任で行うものであり、この結果生じた利用者の情報関連システムに対する損害またはデータの喪失について、GS1 Japan は責任を負わない。

第 10 条（禁止行為）

利用者は、以下の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 法令に違反する行為

- (2) 犯罪に関連する行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) GS1 AISBL・GS1 Japan・他の GS1 加盟組織・GTIN 等登録事業者の有する知的財産権等およびプライバシー権・肖像権・名誉・信用その他の権利または利益を侵害する行為
- (5) 本サービスの運営維持を妨げる行為・本サービスの改変・リバースエンジニアリング・逆コンパイル・逆アセンブルその他本サービスの解析
- (6) 本サービスのネットワークまたはシステム等に過度の負担をかける行為
- (7) 本サービスのネットワークまたはシステム等に不正にアクセスする行為
- (8) 第三者になりすます行為
- (9) 第三者の知的財産権等およびプライバシー権・肖像権・名誉・信用その他の権利または利益の侵害となる情報を、GS1 Japan に送信する行為
- (10) 本サービスにより使用できる情報を改ざん・流用または第三者に提供する行為
- (11) 本サービスの機能により、第三者に不利益もしくは損害を与える行為・迷惑行為またはそのおそれのある行為
- (12) GS1 Japan の事業活動を妨害する行為
- (13) 反社会的勢力の維持・運営・経営に協力・関与する等反社会的勢力等との何らかの交流・関与をする行為
- (14) 前各号の行為を直接・間接に惹起しまたは容易にする行為
- (15) その他、GS1 Japan が不適切と判断する行為

第 11 条（利用停止等）

- 1 GS1 Japan は、利用者が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、事前に通知することなく、本サービスの利用の停止・終了をすることができる。
 - (1) 本規約に違反した場合
 - (2) GS1 Japan からの問い合わせに対して、7 日間以上応答がない場合
 - (3) GS1 Japan が本サービスの利用を適当でないと判断した場合
 - (4) 利用者が利用期間終了日までに次の 1 年間の利用料金を支払わない場合
- 2 利用者は、本サービスの利用を停止された場合、GS1 Japan に対して負っている債務について期限の利益を失い、直ちに GS1 Japan に対する全ての債務の履行をしなければならない。
- 3 利用者は、本サービスの利用を停止された場合、既に支払い済みの利用料金については返金されない。
- 4 GS1 Japan は、本条に基づく利用停止等により利用者に生じた損害について、責任を負わない。

第 12 条（サービスの変更・中断・終了）

- 1 GS1 Japan は、システムの過負荷・システムの不具合・メンテナンス・偶発的事故・停電・通信障害・不正アクセス・天災地変その他の原因により本サービスの提供ができなくなったとき、または、事業上の理由・法令の制定改廃・その他の事由により、本サービスをいつでも変更・中断・終了することができ、これによって利用者に生じた損害について、損害賠償その他の責めを負わない。
- 2 GS1 Japan は、前項の変更・中断・終了にあたっては、事前に予告するよう努める。ただし、緊急の場合、技術的に困難な場合その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

第 13 条（個人情報の取扱い）

GS1 Japan は、個人情報を、GS1 Japan のウェブサイトに掲示した「個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱う。

第 14 条（反社会的勢力の排除）

- 1 利用者は本サービスの利用期間中、利用者およびその株主・役員その他、利用者を実質的に支配する者が暴力団・暴力団員・暴力団関係者・不法収益犯罪収益等関連犯罪行為者・総会屋その他反社会的勢力ではないこと、また過去においても反社会的勢力ではなかったことを表明し保証する。
- 2 GS1 Japan は本サービスの提供期間中、GS1 Japan および GS1 Japan 役員その他、GS1 Japan を実質的に支配する者が暴力団・暴力団員・暴力団関係者・不法収益犯罪収益等関連犯罪行為者・総会屋その他反社会的勢力ではないこと、また過去においても反社会的勢力ではなかったことを表明し保証する。
- 3 利用者が 1 項の表明・保証に反した事実が判明したときは、GS1 Japan は利用者の本サービスの利用を停止することができる。その場合、利用者は、本サービスの利用停止による損害賠償の請求をすることができない。

第 15 条（権利帰属）

- 1 本サービスの知的財産権等は、GS1 Japan に帰属する。
- 2 本サービスにより検索され提供される情報（知的財産権等を含む）は、GS1 AISBL・GS1 Japan・他の GS1 加盟組織・GTIN 等登録事業者に帰属する。
- 3 本サービスの利用は、本サービスに関する GS1 AISBL・GS1 Japan・他の GS1 加盟組織・GTIN 等登録事業者の知的財産権等に関し、いかなる権利も許諾するものではない。

第 16 条（紛争処理および損害賠償）

- 1 利用者は、本サービスの利用に関連して GS1 AISBL・GS1 Japan・他の GS1 加盟組織・GTIN 等登録事業者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。
- 2 GS1 AISBL・GS1 Japan・他の GS1 加盟組織・GTIN 等登録事業者が、利用者による本サービスの利用に関連して第三者からクレームを受けまたは第三者との間で紛争が生じた場合、利用者は、利用者の費用と責任において、そのクレームまたは紛争を処理し、進捗および結果を GS1 Japan に報告すると共に、GS1 AISBL・GS1 Japan・他の GS1 加盟組織・GTIN 等登録事業者が負担した損害を賠償しなければならない。
- 3 GS1 AISBL・GS1 Japan・他の GS1 加盟組織・GTIN 等登録事業者は利用者に対して損害賠償義務を負わない。

第 17 条（協議解決）

本規約に規定のない事項および本規約に関して疑義を生じた場合、GS1 Japan および利用者は、誠意をもって協議のうえ解決を図るものとする。

第 18 条（準拠法・裁判管轄）

- 1 本規約の準拠法は、日本法とする。
- 2 本規約および本サービスに関連して利用者と **GS1 Japan** の間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 19 条（本規約の変更）

- 1 **GS1 Japan** は、本規約を変更することができる。
- 2 本規約の変更は、**GS1 Japan** のウェブサイトまたは本サービス上に、変更の効力発生日とともに掲載する方法によって行う。
- 3 利用者が規約変更の掲示後に本サービスを利用したときは、変更後の規約に同意したものとみなされる。